

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

院外処方せんにおける処方照会簡素化等プロトコル

以下の項目は処方照会を省略することができます。

- ・ 処方照会を省略した場合は、原則 **FAX** にて報告してください。
- ・ 変更は患者に十分な説明をし、同意を得てください。
- ・ 保険点数が高くなる変更は処方照会を必要とします。
- ・ 麻薬、覚せい剤原料は全ての項目から除外します。
- ・ 保険調剤上の加算は、要件等を満たすもののみとします。

①残薬調整

- ・ 残薬調整のために投与日数を短縮できる。
- ・ 外用剤の用量は減量できる。
- ・ コンプライアンス不良等薬物療法に影響を与える可能性がある場合は、処方医に報告してから残薬調整を行う。

②医薬品変更

- ・ 同一成分の医薬品の変更
- ・ 先発品同士の変更は保険点数が高くならなければ可能とする。
- ・ 「処方変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は先発医薬品を変更できない。
- ・ 保険薬局に在庫が無いという理由で、先発医薬品へ変更できない。

③剤形の変更

- ・ 用法用量が変わらない場合は、変更できる。
例) クレストール錠 5mg→クレストール OD 錠 5mg
 ビオフェルミン散→ビオフェルミン錠
- ・ 消炎鎮痛外用貼付剤でのパップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤の変更はできる。
例) ロキソプロフェンテープ 100mg → ロキソプロフェンパップ 100mg
- ・ [変更不可]クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤の変更はできない。

④規格の変更

- ・ 別規格製剤が存在し、投与回数および投与量が変わらない場合は変更できる。
例) 5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠

⑤半割、粉碎、脱カプセル、混合等の変更

- ・ 患者の必要性に応じ半割、粉碎、脱カプセル、混合等を行える。
例) ワーファリン錠 1mg 1錠 → ワーファリン錠 1mg 1錠粉碎
- ・ [変更不可]抗悪性腫瘍薬は変更できない。

⑥一包化

- ・ 患者希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合は変更できる。
- ・ 抗悪性腫瘍薬は変更できない。
- ・ [変更不可]コメントに一包化不可または別包とある場合は変更できない。

⑦処方日数の適正化

- ・ DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週 1 回製剤、月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されており、処方間違いが明確な場合の処方日数の適正化
例) (他の処方薬が 14 日処方の時)
リセドロン酸錠 17.5mg 1錠 分 1 14 日分 → 2 日分

埼玉県立循環器・呼吸器センター ローカルルール

①医薬品変更

- ・ 先発医薬品を後発医薬品に切り替えた直後に限り、先発医薬品の継続調剤を認める。

平成 30 年 11 月 5 日